

平成29年1月12日

報道関係者 各位

島原市市長公室

平成28年12月新潟県糸魚川市駅北大火に係る
災害救助法適用被災地への災害見舞金の送金について

標記の災害により、災害救助法が適用された被災自治体（新潟県糸魚川市）に対し、本市の災害見舞金支出基準に基づき、下記により、島原市からの災害見舞金を送金しますので、お知らせします。

記

1 島原市からの災害見舞金の送金先と見舞金額

(1)新潟県糸魚川市に対し、10万円

※糸魚川市の義援金取扱口座へ1月20日送金予定

2 平成28年度の災害見舞金状況

(1) 熊本地震に対し、熊本県へ100万円を送金済

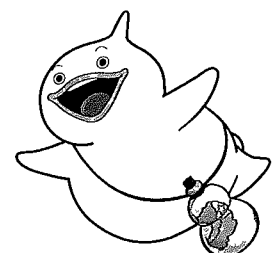
(2) 台風10号被害に対し、北海道と岩手県へそれぞれ70万円を送金済(合計140万円)

(3) 鳥取県中部地震に対し、倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町へそれぞれ10万円を送金済(合計40万円)

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市



担当・島原市 秘書人事課 秘書広報班 担当 松崎
電話・0957-63-1111 (内線 127)
E-mail : e-matsuzaki@city.shimabara.lg.jp



島原守護神キャラクター
「しまばらん」